

日医発第1220号（保252）
平成29年2月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成29年1月25日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3 1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成29年2月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平29. 1. 31 保医発0131第3号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）の一部を下記のとおり改正し、平成29年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D001尿中特殊物質定性定量検査中（7）を（8）、（6）を（7）とし、（5）の次に次のように加える。

（6）好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）

ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ 本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪

酸結合蛋白（L-FABP）（尿）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(5) 略 <u>(6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿)</u> ア <u>好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL) (尿) は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> ウ <u>本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿) を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> <u>(7)・(8) 略</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料</p> <p>D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(5) 略 (新設)</p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p>

新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 1 月 31 日 保医発 0131 第 3 号（平成 29 年 2 月 1 日適用）

測定項目	好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）
商品名	U-NGAL・アボット （アボットジャパン株式会社）
区分	E3（新項目）
測定方法	化学発光免疫測定法（CLIA 法）
主な測定目的	尿中の好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）の測定 （急性腎障害（AKI）の診断補助）
準用点数	D001 尿中特殊物質定性定量検査 16 L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿） 210点
関連する 留意事項の 改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)～(5) 略 <u>(6) 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）</u> <u>ア 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン（NGAL）（尿）は、区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、急性腎障害の診断時又はその治療中に、CLIA法により測定した場合に算定できる。ただし、診断時においては1回、その後は急性腎障害に対する一連の治療につき3回を限度として算定する。なお、医学的必要性からそれ以上算定する場合においては、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ 本検査と区分番号「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「16」L型脂肪酸結合蛋白（L-FABP）（尿）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</u> (7)～(8) 略

（日本医師会医療保険課）